

## 板橋区立成増ヶ丘小学校 いじめ防止対策基本方針

令和8年3月

### 1 いじめ防止についての基本理念

- ・いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの未然防止に取り組む。
- ・いじめは、どの子供にも、どの学校(園)でも起こり得るものであるとの認識に立ち、いじめの早期発見に取り組む。
- ・いじめは、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとの認識に立ち、学校・地域住民・家庭その他関係諸機関との連携の下、いじめの早期対応に取り組み、早期解決を図る。

### 2 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

#### <具体的ないじめの様態>

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

【「いじめ防止等のための基本的な方針」より】

### 3 いじめ防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめ未然防止のための取組

##### ① 協働学習を取り入れた授業づくり

「学級活動」の時間を大事にし、児童同士による話合いや実践の場を通して、集団を改善する手続きや一人一人の友達をよく知り、良いところを認め合い、よりよい人間関係を構築しようとする気持ちと態度を育てる。

「協働学習」を授業改善の視点として取り入れ、人的関係の中で個人の責任や社会的スキル等を身に付けながら、相互協力関係・信頼関係を授業の中から築いていけるようにする。

##### ② 人権教育

「自分を大切にするとともに他の人も大切にすること」という人権感覚を各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の特質に応じ、教育活動全体を通じて育成する。

##### ③ 異学年児童との交流

学年縦割り班活動「丘っ子活動」での異学年児童との交流を通して、好ましい人間関係をつくるとともに、思いやりの心を養う。

#### ④ 体験活動

自然体験や高齢者と交流する社会体験等を学校教育活動に適切に位置付け、児童の社会性や豊かな人間性を育む。道徳や特別活動、総合的な学習の時間、各教科と関連させて効果的な取組を進める。

#### ⑤ 情報モラル教育

保護者参加の児童の携帯電話やスマートフォン・パソコン等の利用に関する学習の場を設定し、いじめ等を未然に防ぐ情報モラル教育を行う。いじめを含めたトラブルや犯罪を回避する判断力を身に付けさせ、児童自らがルールを守っていこうとする態度を育む指導を行う。インターネットを適切に活用する資質・能力を育むために、注意点や配慮事項等の情報を提供し、保護者に対する啓発活動を行う。

#### ⑥ スクールカウンセラーの活用

児童や保護者の抱える悩みを受け止め相談できる場として、スクールカウンセラーの利用を推進する。

### (2) いじめ早期発見のための取組

#### ① いじめの実態把握調査

- ・ふれあい月間(6月、11月、2月)にアンケート方式による調査を実施する。
- ・スクールカウンセラーによる面接(5年生全員)

#### ② 教職員の定期的な情報交換

- ・毎週金曜日の夕会で生活指導関係の情報交換をする。
- ・いじめの情報がある場合は、全員で情報を共有する。

#### ③ 相談窓口

- ・児童、保護者に、担任、関係の教師、保健室、校長室と、様々な窓口があることを周知する。
- ・相談箱を校長室(職員室前)に設置する。

### (3) いじめに対する早期対応

#### ① いじめ防止対策委員会を核とした対応

- ・いじめの事実を速やかに確認する。
- ・「重大事態かどうか」「対応の方針(事実確認、対応、改善)」の方針を決定し、全教職員が協力して対応する。

#### ② 被害児童への対応及び支援

- ・被害児童と保護者に寄り添い、守り通すという姿勢で支援する。
- ・安心して教育を受けるために必要と認められる学習環境を保護者と連携を図りながら整える。

#### ③ 加害児童への対応及び措置

- ・教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導する。
- ・保護者と情報を共有し、協力を得る。

#### ④ 集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対して、自分の問題としてとらえさせる指導を行う。
- ・いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

#### ⑤ 関係諸機関との連携

- ・教育委員会、警察、板橋区子ども家庭総合支援センター等、必要に応じて情報を共有し、連携して対処する。

#### 4 重大事態への対応

##### (1) 重大事態とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

##### (2) 重大事態への対応

- ・学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。
- ・いじめ防止対策委員会を開催し、事実関係を調査し、情報を教育委員会に報告し、今後の対応策について検討する。

#### 5 いじめ防止等の組織的な対応と教職員の指導力の向上

##### (1) いじめ防止対策組織の設置

いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、定期的を開催する。本方針に対する取組の実行、進捗状況の確認、検証等を行い、いじめのささいな兆候や懸念、児童や保護者からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。いじめ等が発見された場合は、臨時に開催し、早期対応にあたる。

<いじめ防止対策委員会 構成メンバー>

校長 副校長 主幹教諭 生活指導主任 特別支援教育コーディネーター スクールカウンセラー  
学年主任 担任（他教職員は必要に応じて加わる）

##### (2) いじめ防止に関する研修の実施

いじめ防止や児童指導に関する校内研修を計画的に実施し、児童理解やいじめ対応に関する教員の資質向上に努める。

#### 6 家庭、地域、関係諸機関との連携

##### (1) いじめ防止等の啓発活動

保護者会や面談、教育相談等を通して、保護者を対象としたいじめ防止への啓発活動を行う。

##### (2) 「いじめ防止対策基本方針」の公表

「いじめ防止対策基本方針」をホームページ等に掲載する。教育相談および、学校だより等、学校からの配布物等を通して、家庭との緊密な連携・協力を進める。

##### (3) 「学びのエリア」の連携

保育園・幼稚園・中学校との連携を図り、小1プロブレムや中1ギャップなどの課題解消に努める。

##### (4) 関係諸機関への連絡

教育委員会、あいキッズ、児童館、板橋区子ども家庭総合支援センター、警察等、状況に応じて情報を共有し、いじめ根絶に向けての対策を推進する。

#### 7 いじめ防止基本方針の検証・見直し

いじめ防止の取組について、年度当初の教育計画と年度末の学校評価を活用し、取組の計画的な実行、いじめ対応方法の検証、必要に応じた基本方針及び計画の改善、見直しを行う。